

民法（債権関係）の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討(19)

目次

第1 譲渡制限の意思表示の規定の改正に関する経過措置	1
----------------------------------	---

第1 譲渡制限の意思表示の規定の改正に関する経過措置

譲渡制限の意思表示に関する規定（部会資料84-1第19の1、4(1)ウ及び4(2)ウ）について、施行日前に債権が譲渡され、民法第467条に規定する通知又は承諾がされた場合については、なお従前の例による経過措置を設ける考え方があり得るが、どのように考えるか。

（説明）

部会資料85においては、債権譲渡に関する規定（部会資料84-1第19）のうち、譲渡制限の意思表示に関する規定（第19の1、4(1)ウ及び4(2)ウ）については、施行日以後に譲渡制限の意思表示がされた場合について改正後の民法の規定を適用し、施行日前に譲渡制限の意思表示（譲渡禁止特約）がされた場合についてはなお従前の例によることとする経過措置を設ける考え方（以下「譲渡制限の意思表示時案」という。）を取り上げていた。これは、施行日前に譲渡制限の意思表示を付した債務者としては、旧法の規定の適用を受けることについての期待をしていたと考えられるところ、譲渡制限の意思表示が債務者の利益保護のために付されるものであることを重視すれば、この期待を保護する経過措置を設けることが適当であると考えられるからである。

もっとも、この考え方に対しては、第97回会議において、施行日前に締結された基本契約において譲渡制限の意思表示がされていたケースでは、当該基本契約又はこれに基づき締結される個別契約に基づき発生する債権が譲渡される場合には、当該譲渡が施行日後にされたときであっても、譲渡制限の意思表示に関しては旧法の規定の適用を受けることになるが、そうすると、債権譲渡による資金調達の支障を除去するという改正の目的を早期に達成することが困難となるため適当ではないとの指摘があった。

改めて検討すると、債務者としては、譲渡制限の意思表示がされた債権が譲渡されたときに供託することができる場面が現行法と比べても広がるなど、債務者にとって一方的に不利益な状況になっているともいい難い面があり、譲渡制限の意思表示時案を採らなければ債務者の期待が害されるとまではいえないとも考えられる。また、譲渡制限の意思表示時案については、譲受人が、譲り受ける債権に譲渡制限の意思表示が付された時点を知ることができず、そのために新法と旧法のいずれの適用を受けるか分からないこともあり得る。

そこで、本文では、上記の問題に対応する考え方として、施行日前に債権が譲渡され、民法第467条に規定する通知又は承諾がされた場合については、なお従前の例による経過措置を設ける考え方を取り上げている。

そもそも、債権の譲渡に関する経過措置としては、譲渡の当事者が適用法条についてどのような期待を有するかという点を重視する必要があると考えられることからすると、譲渡時を基準として、新法の適用の有無を決することにも合理性があると考えられる。また、この考え方によれば、施行日までに債務者に対して通知がされているか、債務者

が承諾していたときに、旧法の適用を受けることになるため、旧法の適用の有無についての債務者の予測可能性も担保されているといえる。

以上について、どのように考えるか。